



兵庫労働局発表  
令和元年8月30日午前9時 解禁

[ 照会先 ]

兵庫労働局労働基準部

賃金室

室長 田代 圭子

専門監督官 橋本 正彦

TEL 078-367-9154

報道関係者 各位

## 兵庫県最低賃金を899円に引上げを決定 発効日は令和元年10月1日

兵庫県最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、兵庫労働局長（畑中啓良<sup>はたなかひろよし</sup>）が兵庫地方最低賃金審議会（会長 梅野巨利<sup>うめのなおとし</sup>）に対し諮問を行ったところ、令和元年8月5日に同審議会から、兵庫県最低賃金を28円引き上げ、時間額899円とする答申がなされ、これを受けて兵庫労働局長は、所要の手続を経て、兵庫県最低賃金を時間額899円とする改正決定を行い、令和元年8月30日、官報公示を行います。

兵庫県最低賃金改正	
兵庫県最低賃金	時間額899円
引上げ額	28円
発効日	令和元年10月1日

- 1 兵庫県最低賃金は県内のすべての事業場で働く労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。
- 2 次の金額は最低賃金に算入されません。
  - ① 臨時に支払われる賃金

- ② 賞与など1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ③ 時間外労働・休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金
- ④ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 3 添付書類

最低賃金の改正決定に関する公示（兵庫労働局最低賃金公示第1号）

# 改正最低賃金広報 イベントを実施します

日時 令和元年9月30日午前10時～、午後1時～

場所 デュオこうべ採光ドーム（JR神戸駅南側地下）

## 実施事項

(1)改正最低賃金リーフレット、ノベルティグッズ配布

(2)最低賃金計算方法の説明

❖ 最低賃金計算方法について、労働基準監督官が説明するコーナーを設けます。

(3)中小規模事業場への支援策の案内

働き方改革推進支援センター相談員等が、兵庫県や兵庫労働局が実施する助成金等について説明するコーナーを設けます。

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第1号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、兵庫県最低賃金（昭和55年兵庫労働基準局最低賃金公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第1項の規定により公示する。

令和元年8月30日

兵庫労働局長 畑中 啓良

第4号中「1時間871円」を「1時間899円」に改める。

附 則

この決定は、令和元年10月1日から効力を生ずる。

# 兵庫県最低賃金が改正されます

兵庫労働局 労働基準部 賃金室

## 時間額 899円

令和元年 10月1日発効

兵庫県最低賃金が令和元年10月1日から時間額899円(改正前は871円)に改正されます。

最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。詳しいことは、兵庫労働局労働基準部賃金室(078-367-9154)又は最寄の労働基準監督署にお問い合わせください。

### 【助成金等の支援相談・申請窓口】

相談は「兵庫働き方改革推進支援センター」

電話 0120-79-1149

申請は「兵庫労働局雇用環境・均等部企画課」(業務改善助成金)

電話 078-367-0700

「ハローワーク助成金デスク」(キャリアアップ助成金等)

電話 078-221-5440

# 改正最低賃金広報 イベントのお知らせ

令和元年7月3日、兵庫労働局長は、局長の諮問機関である兵庫地方最低賃金審議会に、令和元年度兵庫県最低賃金改正決定について調査審議を求める諮問を行いました。

実地調査や意見聴取を含む調査審議を行った兵庫地方最低賃金審議会から、令和元年8月5日付けの答申を受けて、令和元年8月30日、兵庫労働局長は、兵庫県最低賃金を28円引き上げて899円とするとの改正を決定しました。

改正額は10月1日に発効します。発効にあわせて、下記のとおり、改正最低賃金広報のイベントを開催します。

日時 令和元年9月30日午前10時～、午後1時～

場所 デュオこうべ採光ドーム (JR神戸駅南側地下)

## 実施事項

(1) 改正最低賃金リーフレット、ノベルティグッズ配布

(2) 最低賃金計算方法の説明

❖ 最低賃金計算方法について、労働基準監督官が説明するコーナーを設けます。

(3) 中小規模事業場への支援策の案内

❖ 働き方改革推進支援センター相談員等が、兵庫県や兵庫労働局が実施する助成金等について説明するコーナーを設けます。

兵庫労働局 兵庫県 一般社団法人兵庫労働基準連合会